

議員定数及び報酬に関するレポート

提出期限 5月26日(月)正午まで No.1

議員定数及び報酬に関する調査特別委員会

委員氏名【 加藤 徹己 】

○現時点における考えとその根拠や理由について

[定数]

議員定数については、削減という町民意見もありますが、議員の活動が町民に伝わっていない・見えていない部分もあったのだと思いましたので、反省する所も有ると考えました。しかし、議員の定数を削減すると幅広い多種多様な層からの議員選出の機会が損なわれる・大きな組織の代表者や人口の多い市街地などからの議員選出が多くなり、民意を吸収・反映するという役割が果せなくなりそうです。

また、議会には各委員会が設置されますが、それらで十分な調査や議論をするためには一定数の議員が必要となります。これらのことから、管内の人口5千人規模の自治体では、12人もしくは13人であり、本町は現在12人となっています。人口4千人規模の自治体では11人であり、また、人口2千人から3千人規模では8人から9人となっているところであります。

本町の議員定数が、他の自治体に比べて特に大きく逸脱した状態ではなく、現状の定数が必要で妥当であると考えます。しかし、今後も人口減少が進み、5千人規模を割り込む状況になったときは、見直しが必要になってくるものと考えます。

[報酬]

議員報酬については、本町は独自に削減している部分もあり、管内の人口2千人から3千人規模の自治体と同程度となっています。女性や若者などの幅広い多種多様な層から議会に参画するためには、報酬の増額が必要であると考えています。近隣の4千人規模の自治体では、報酬を増額して議員のなり手不足と女性や若者の参画に成功している例もあります。

議員報酬を増額しても良いという町民意見もありますが、議員定数を削減してその分で、報酬を増額するということには賛成できかねます。議員定数と議員報酬はそれぞれ別のものであると考えています。議員定数の削減が経費節減の象徴のようにされていますがその効果は低く、議員報酬は議員の勤務・活動などの役務の対価であり、それぞれの活動において町のために努力しています。

現在の議員報酬を少なくとも、同程度の人口規模の自治体に合わせた議員報酬に増額するべきと考えますが、本町の財政状況を見ると増額を求めることは難しいのではないかと思います、現状維持が必要で妥当であると考えます。